

プロパンガス購入単価契約書（案）

プロパンガス購入単価について、福島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により単価契約を締結する。

（契約内容）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- （1）品名 プロパンガス
- （2）予定数量 28,000 m³
- （3）契約単価 1 m³当たり 円
- （4）契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- （5）納入場所 甲の指定する職員が指示する場所に納入
- （6）契約保証金 金 円(又は財務規則第229条第1項〇号により免除)

（物品の納入及び保守管理）

第2条 乙は、別紙仕様書に物品の納入及び保守管理を行うものとする。

（品質検査）

- 第3条 甲は、このプロパンガス供給に対して必要と認めるときは、いつでも規格品質等の検査をすることができるものとし、その検査に要する費用は乙の負担とする。
- 2 前項の検査結果、不合格と認められたときは、乙は、自己費用をもって引き取り、かつ甲の指定する期日まで補充しなければならない。

（契約不適合責任）

第4条 甲は、引き渡された部一品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

（有償延期及び遅延利息）

- 第5条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めるときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第6条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長または契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めるときは、遅延利息または第12条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

- 2 請求額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に100分の10に相当する額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする
- 3 第1項の支払請求書は、毎月の供給実績をとりまとめて、翌月の10日までに甲に提出するものとする。
- 4 甲は、正当な理由なく第1項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて当該未払代金に対し年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる）を支払うものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約条項に違反したとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。
- (6) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (7) 乙の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行ができないと甲が認めるとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者

を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(9) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約単価に予定数量を乗じた額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律

第 154 号) の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 5 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約単価に予定数量を乗じた額又は契約解除部分相当額に年 2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約内容変更)

第 10 条 この契約期間中、市況に著しい変動があり契約単価が不相当と認められるに至ったときは、以後の供給分について甲乙間で協議の上、契約単価を変更することができる。

(予定数量)

第 11 条 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は、予定数量に満たない場合であっても当該契約期間中は契約単価をもって処理するものとする。

(談合による損害賠償)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1) 又は (2) のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第 13 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については必

要に応じて、甲乙間で協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住所 福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3
氏名 福島県
福島県立ふたば未来学園高等学校長 ○○ ○○

乙 住所
氏名